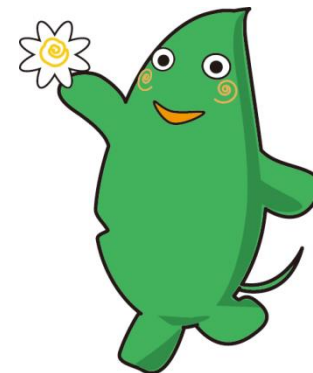


渋谷南部地区の 町名町割りについて

平成28年度 第2回町界町名審議会



大和市



◎背景等

- ・平成29年度に予定されている渋谷(南部地区)土地区画整理事業の換地処分にあわせて、わかりやすい住所を実現するために、町界町名地番整理を実施するものである。
- ・町名や町割りを変更する際には、地方自治法第260条の規定により、議会の議決を経る必要があり、その町名町割り案を作成するにあたって、町界町名審議会に諮問するものである。

◎町界町名地番整理について

・町界町名地番整理とは、土地区画整理事業によって整備された土地の区画にあわせて、地番を順番に付け直して整理するとともに、新たに町割りや町名を設定するものである。



◎町界町名地番整理での住所の表し方

現在の住所……………

大和市福田 1234番地5

大字名

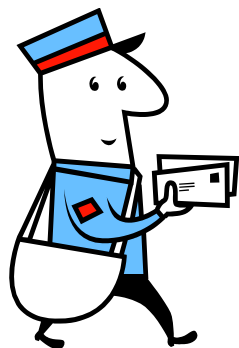
番 地

町界町名地番整理を実施すると……

大和市 ××〇丁目 1番地1

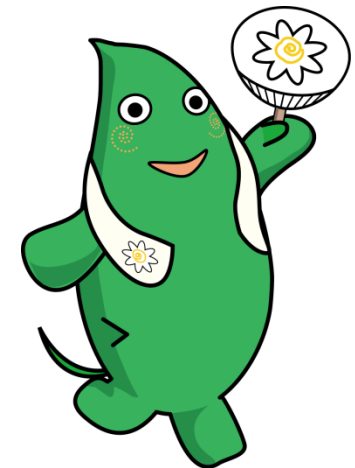
新 町 名

番 地



◎実施区域の概要

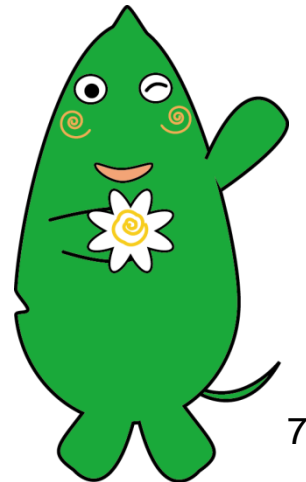
- 対象地： 福田字甲八ノ区、乙一ノ区、乙二ノ区
の各一部
下和田字上ノ原、中ノ原の各一部
- 面積： 約42ヘクタール
- 世帯数： 約1,700世帯
- 人口： 約3,300人
- 土地の筆数： 約1,300筆



◎町名の考え方

・町名は、従来の地名、通称町名等に準拠して簡明なもの、由緒あるもの、親しみ深いもの、呼びやすいもの等を選択し、市内を通じて同一町名、類似町名又は紛らわしい町名を避ける。新たに町名を付ける場合には常用漢字を用いる。

(大和市住居表示実施基準第5条第1項)



◎町名の考え方

・渋谷(北部地区)土地区画整理事業の換地処分に合わせて行われた町界町名地番整理の際に、事業開始を控えた南部地区も含めて町界町名案が検討され、北部南部を含めた区域を「渋谷」とすることで地元自治会の意見は集約されていたことから、町名案は「渋谷」とした。

◎町名の由来

・「平安時代末期」

この地を武士であった渋谷重国が治めていたと言われている。

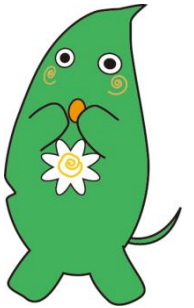
・「明治以降の経過」

明治22年：長後村・高倉村・下和田村・福田村・上和田村・
本蓼川村飛地が合併して渋谷村となる。

昭和17年：渋谷村、町制を施行し渋谷町となる。

昭和30年：渋谷町南部高倉・長後地区、藤沢市へ合併。
渋谷町中北上和田・下和田・福田及び本蓼川飛地
は渋谷村となる。

昭和31年：大和町に渋谷村が編入合併し渋谷村が廃村
となる。



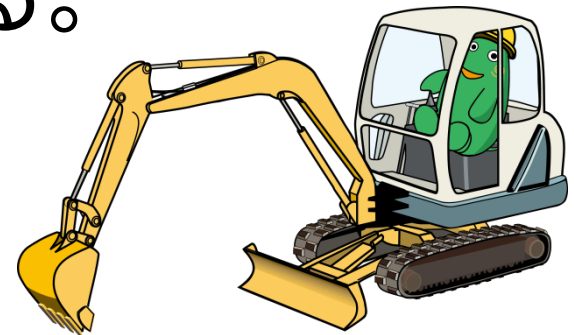
◎町割りの考え方

・町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛地が生じないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成するものとする。

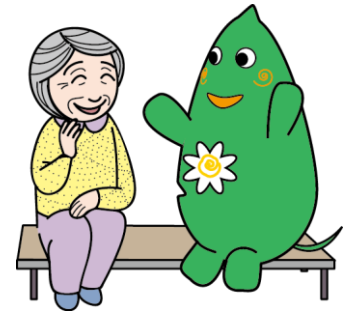
(大和市住居表示実施基準第4条)

・街区は、公道、河川、水路、鉄道その他恒久的な施設等によって区画する。

(大和市住居表示実施基準第6条第1項)



◎住民説明会の結果



- ・平成28年6月3日4日に渋谷学習センターにてポスターセッション形式による市素案の住民説明会を行った。
- ・来場者 64名
- ・主な意見
 - 早く実施して欲しい
 - よく理解できた
 - 「高福〇丁目」「座渋谷〇丁目」「福和〇丁目」への町名の提案
 - 「福田」「高等町」など昔から使っている町名を希望

◎諮問案について

- ・この地域の歴史的に由緒ある名称である「渋谷」は、住民説明会でも多数の賛成が得られた。
- ・新しい町名の提案に対しては既にある渋谷四～六丁目の区域面積が基準より小さいことから、渋谷南部地区においても渋谷四～六丁目を拡大する必要があり、残った部分は面積的にも「渋谷」以外の町名とする合理的理由がない。

よって、市素案のとおり、諮問する。

諮問案

① 渋谷四～六丁目を拡大

② 渋谷七～八丁目を新設

③ 各町界は

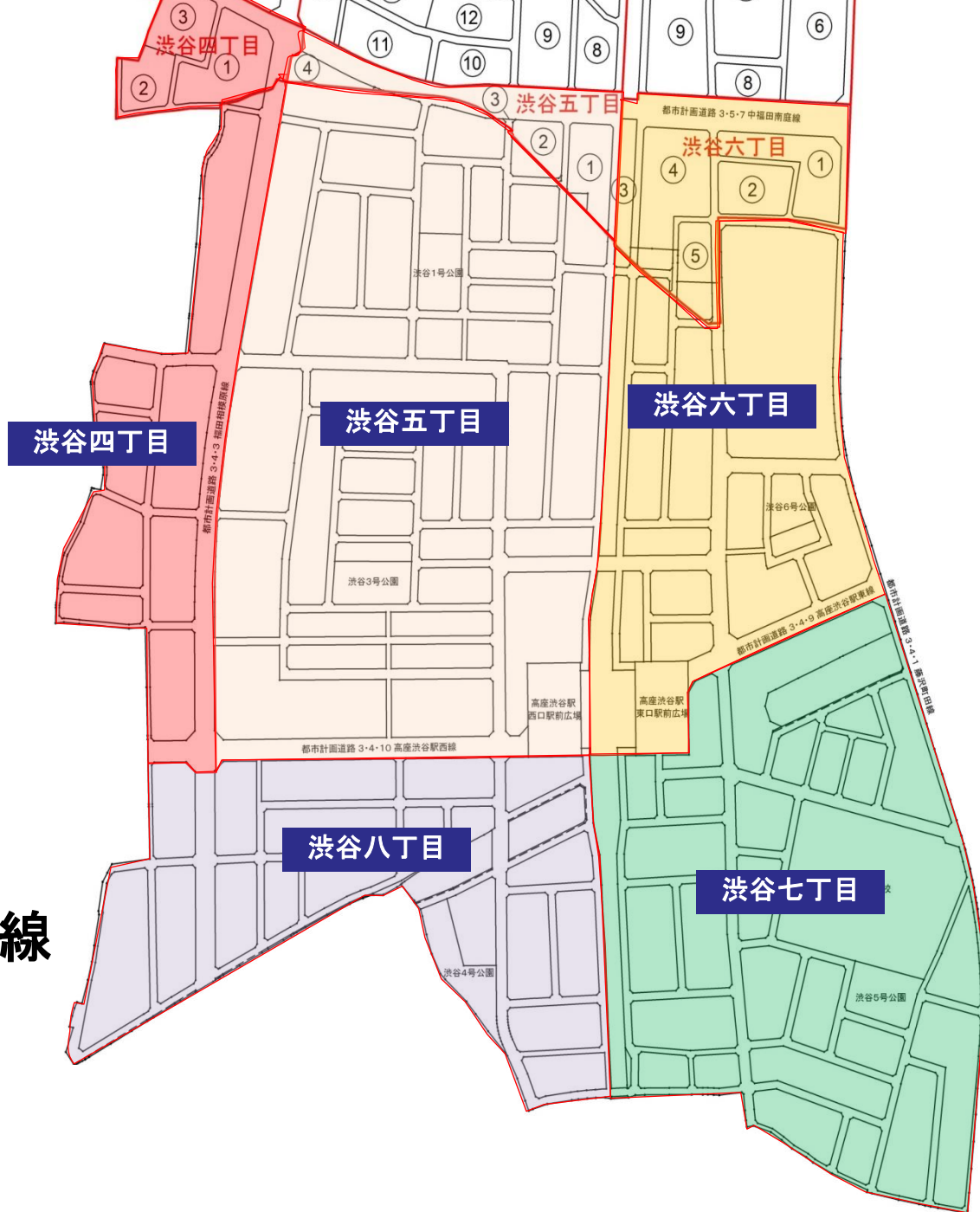
東西 福田相模原線

小田急江ノ島線

南北 中福田南庭線

高座渋谷駅西線・東線

で区分

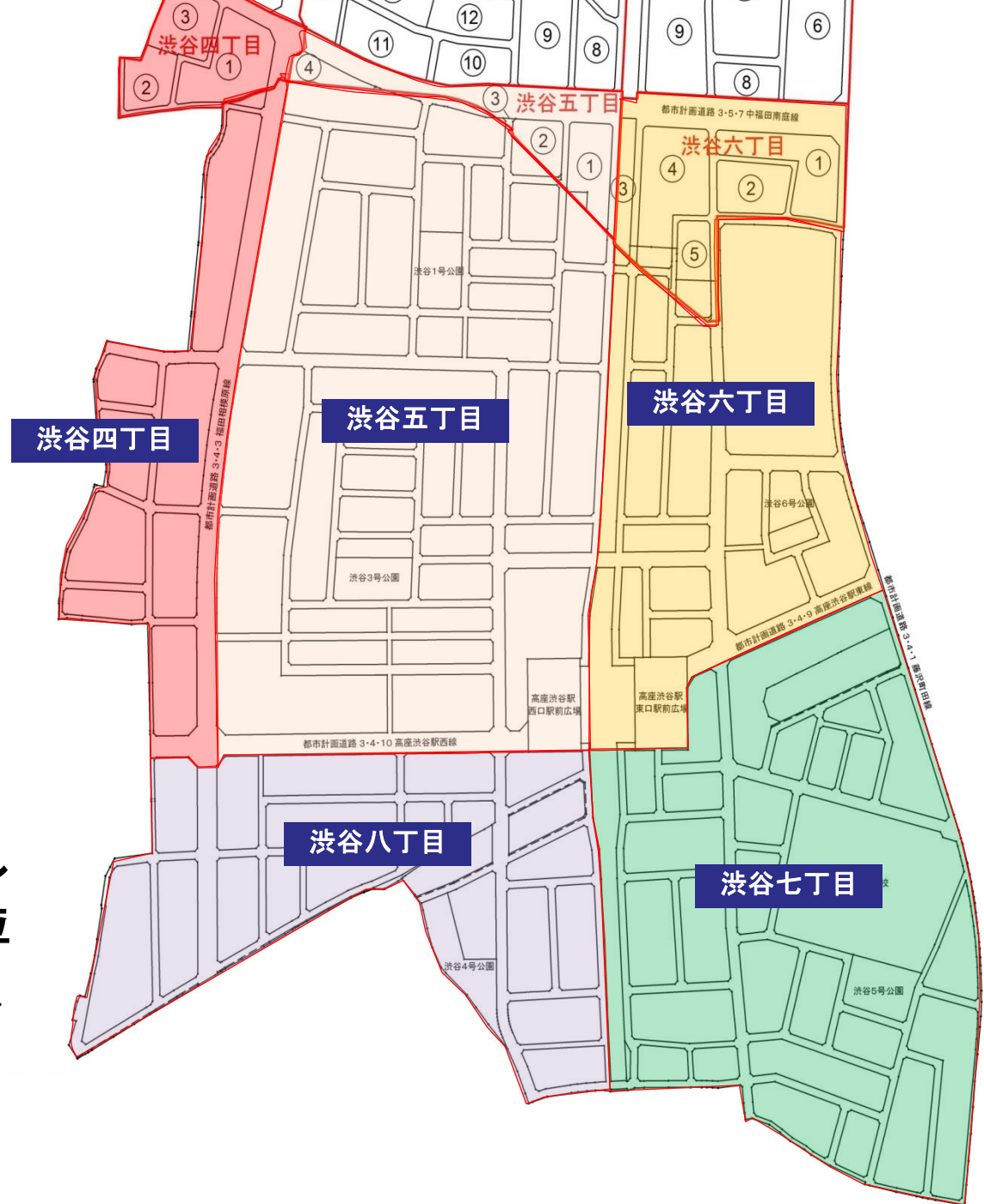


町の規模

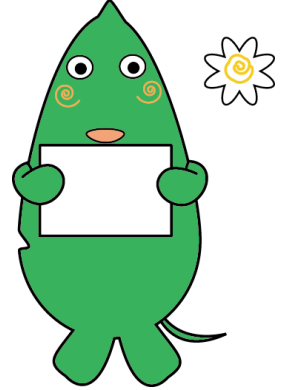
渋谷四丁目	5.0ha
渋谷五丁目	14.7ha
渋谷六丁目	8.6ha
渋谷七丁目	10.4ha
渋谷八丁目	6.8ha

(既実施済部分を含む)

大和市の住居表示基準として、町の面積は概ね二万坪～七万坪を基準(6.6ha～23.1ha)としている。



◎経過



《渋谷(北部地区)》

<平成4年度>

4年11月

渋谷(北部地区)町界町名連絡会開催
(関係自治会長11名で組織)

- ・意見収集結果、南部地区を含め
渋谷で意見集約

5年 3月

渋谷(北部地区)町界町名審議会開催
・諮問、答申

<平成5年度>

5年 6月

渋谷(北部地区)町界町名変更議案可決

<平成6年度>

6年 9月30日

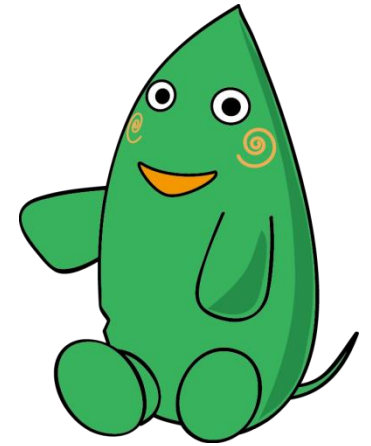
渋谷(北部地区)土地区画整理事業
換地処分

6年10月 1日

渋谷(北部地区)新町名施行

◎経過

《渋谷(南部地区)》



＜平成27年度＞

27年12月23日 町界町名連絡会開催

＜平成28年度＞

28年 4月 1日 町界町名審議会立上げ

28年 4月27日 第1回町界町名審議会

・市素案を提示(渋谷四丁目～八丁目)

28年 5月23日 市素案及び説明会案内を全戸配布

28年 6月 3日 住民説明会開催

28年 8月24日 第2回町界町名審議会 (諮問)

◎今後の予定

- 町名町割り案の公表 10月(広報やまと9/15号)
- 議案提出・議決・告示 12月
- 住所設定作業 平成29年4月～
- 新住所の周知・説明会 平成30年1月頃
- 換地処分公告 平成30年3月頃
- 新住所施行 換地処分の翌日

